

住所整理で日常を
もっともっと便利に



住所整理ニュース

矢野口・東長沼・百村

京王線以南地区

第3号～令和5年7月15日発行～

【住所整理ホームページ】



稲城市 都市建設部
まちづくり再生課
電話:042-378-2111
(内線 324)

住所整理事業について

住所整理事業とは

「住所整理事業」は、町の区域をわかりやすく整理し、住所や所在地の番号を振り直す事業です。

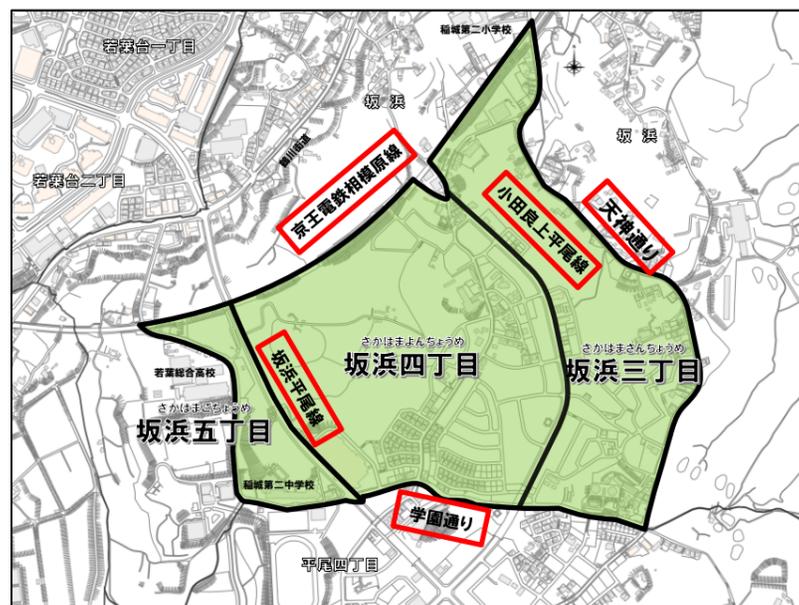
稲城市では、市内全域を対象に大字単位で順次進めています。

住所整理の基本的な考え方（稲城市住所整理基本方針より抜粋）

- ◆ 道路や河川等を町の境に設定します。
 - ◆ 町の名称は、なるべく現在の名称を使用し「〇丁目」を付けます。
- ※町の区域の検討の過程で、新町名を設定した方が合理的である場合や、地域の方の理解が得やすい場合には新しい町名にすることができます。

坂浜地区の事例

令和5年3月4日に実施された坂浜地区の住所整理では、右図のように、道路や鉄道を町の境として、坂浜三丁目、四丁目、五丁目
が新設されました。



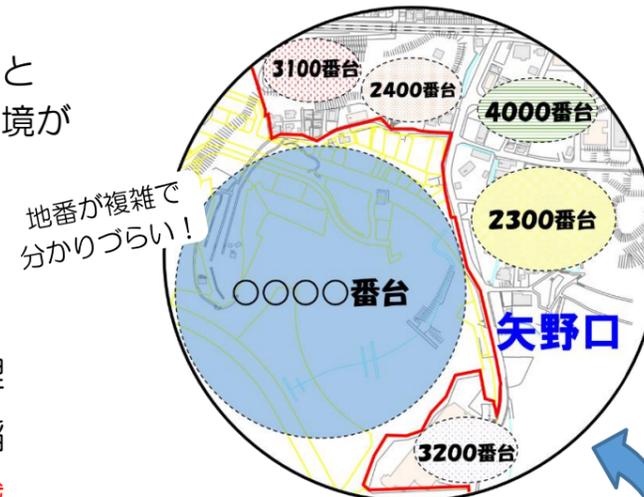
南山東部土地区画整理事業と 矢野口・東長沼・百村地区について

南山東部土地区画整理事業は、京王相模原線南側の矢野口地区、東長沼地区、百村地区それぞれの一部で構成された約87ヘクタールの区域で実施されています。この区域内に居住されている方々は、事業期間中、暫定の住所を使用していただき、事業終了時（換地処分）に現在使用されていない新しい番号により、地番を振り直します。

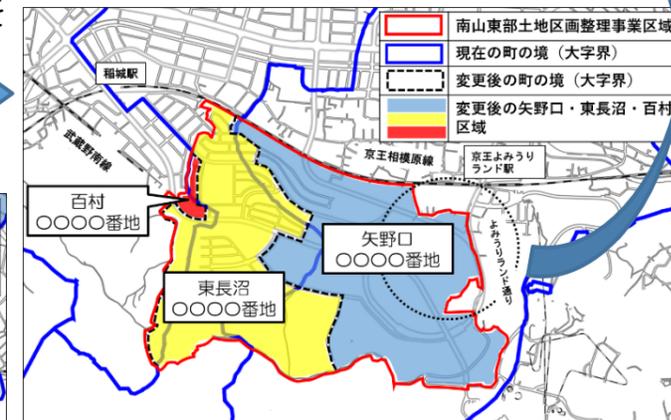
この結果、土地区画整理事業区域内と周辺地域で、地番が連続しない、町の境がわかりづらい等の状況が生じます。

土地区画整理事業にあわせた住所整理の検討

これらの状況を踏まえ、土地区画整理事業終了時（換地処分）にあわせて、稲城市住所整理基本方針に即し、**周辺地域を含めた**わかりやすい住所整理の実施を検討しています。



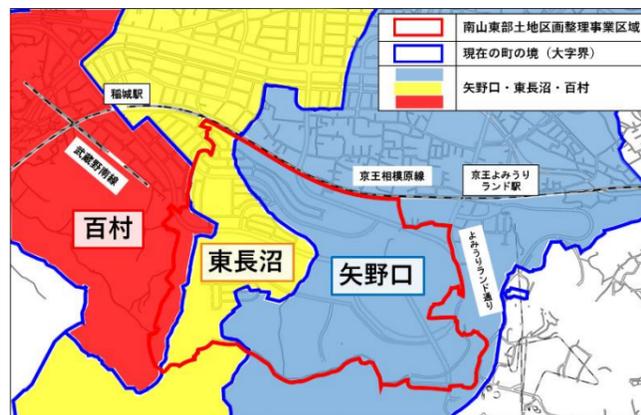
＜住所整理を実施しない場合の一例＞



＜住所整理を実施する場合の一例＞



＜現状＞



わかりやすい道路で区切ることで、
地番の並びや町の境が明確に！

